

高額介護サービス費の算定誤りについて

令和4年7月1日

京丹後市役所

本市におきまして、高額介護サービス費の算定誤りが判明しましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 概要

介護サービスの1月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた分を支給する高額介護サービス費の算定において、市が京都府自治体情報化推進協議会から提供を受けて使用しているシステムに不具合があり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

2. 経緯

令和3年12月に厚生労働省から全国の市町村に対して、高額介護サービス費の算定事務が適切に実施されているかの確認依頼がありました。市は通知を受け、協議会に確認したところシステムに不具合が確認されました。令和4年6月に改修を行った後、再計算をしたところ、対象者と支給額の特定ができましたので追加支給を行います。

3. 対象者数及び追加支給額

対象者7人（4世帯） 追加支給額： 29,615円

※ 令和元年12月から令和4年3月サービス利用分

4. 対応

対象者へのお詫びと速やかな追加支給の手続きを行います。

〇問い合わせ先 京丹後市役所健康長寿福祉部長寿福祉課（0772-69-0330）